

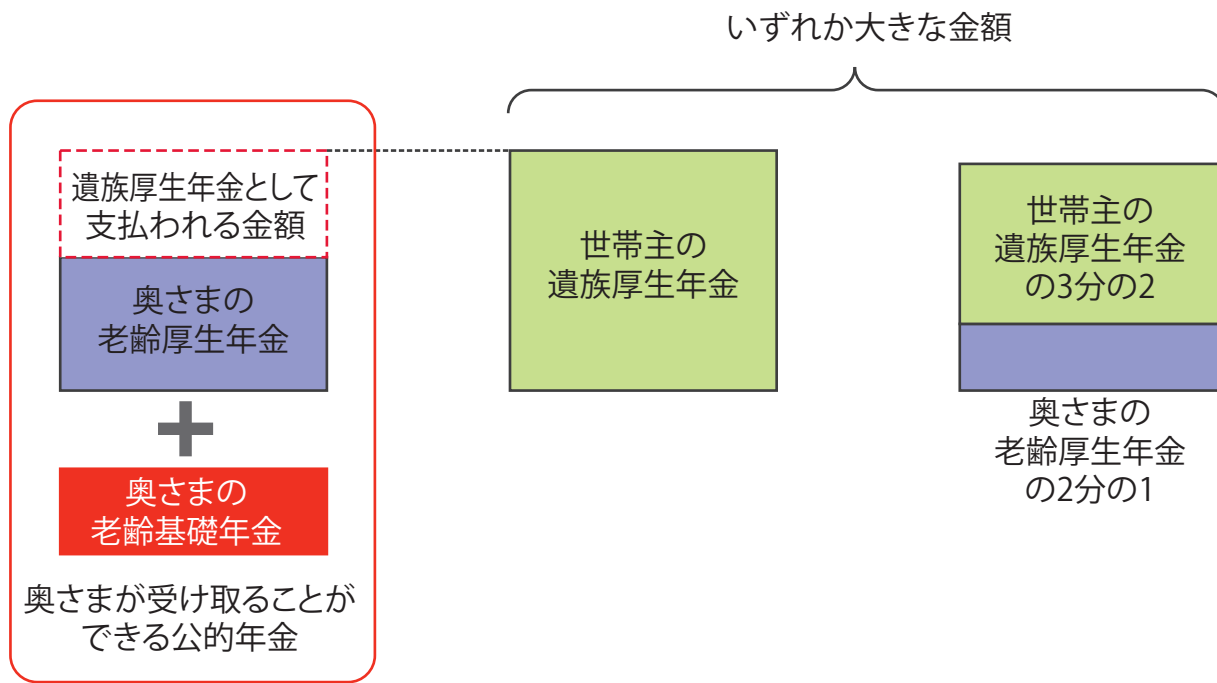
## 遺族年金と老齢年金の併給 遺族厚生年金が受け取れる場合

公的年金には、遺族給付、障害給付、老齢給付の3つの給付があり、原則として、どれか一つの年金を受け取るとほかの年金は受け取れないしくみになっています。

ところが、遺族年金と老齢年金が同時に支払われる(併給)場合があります。それは、奥さまが老齢厚生年金を受け取っているとき、世帯主が亡くなってしまったよう

な場合です。下図に示すように、奥さまの老齢厚生年金に加えて遺族厚生年金を受け取ることができます。

### 遺族厚生年金と老齢厚生年金を併給できる特例



ライフプランに関する相談はお気軽に

**Barms**  
Corporation Co., Ltd.

発行元: バームスコーポレーション(有)

神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301

tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268

✉ pinfo@barms.jp 🌐 <http://www.barms.jp>